



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和6年度

一ツ瀬川農業水利事業

現場技術（その2）業務

積 算 書

（当初）

九州農政局
一ツ瀬川農業水利事業所

九州農政局

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	一ツ瀬川農業水利事業
業務名	現場技術（その２）業務

業務別業務名:現場技術（その２）業務

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** S単ー 1号 ***					
S02115	技術員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04007 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04007	技術員	1.000	人	33,600	33,600	
	合 計				33,600	算出数量 1.000 人
	単 価				33,600	
	*** S単ー 2号 ***					
S02116	高速道路料金（往復）		往復		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	高速道路料金（往復） 消費税抜,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード（P）	地域資材（Pコード） P96002		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)地区資材単価コード（J） 4)施設機械資材単価コード（K）			深夜時間:0.0		
P96002	高速道路料金（往復） 消費税抜	1.000	往復	8,708	8,708	
	合 計				8,708	算出数量 1.000 各単位
	単 価				8,708	
	*** S単ー 3号 ***					
S02116	ガソリン		L		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード（P）	地域資材（Pコード） P34001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)地区資材単価コード（J） 4)施設機械資材単価コード（K）			深夜時間:0.0		
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	1.000	L	160	160	
	合 計				160	算出数量 1.000 各単位
	単 価				160	
	*** S単ー 4号 ***					
S02116	情報共有システム		月		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	情報共有システム 月額利用料,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード（P）	地域資材（Pコード） P96001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)地区資材単価コード（J） 4)施設機械資材単価コード（K）			深夜時間:0.0		
P96001	情報共有システム 月額利用料	1.000	月	11,100	11,100	
	合 計				11,100	算出数量 1.000 各単位
	単 価				11,100	
	*** S単ー 5号 ***					
S16001	ライトバン[二輪駆動]		日		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	ライトバン[二輪駆動] ,乗車定員5名 排気量1.5L			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械コード《単位が時間のみ》 2)機械コード（同上）	M28121 M28121		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)単価算出区分 4)運転1日当たり運転時間(T)	運転1日当たり算出 3.6時間		深夜時間:0.0		
	5)運転日に対する供用日の割合(YC)	1.19				
	6)単価計上区分 7)岩石補正区分	機械損料等のみ 岩石補正なし				
	10)燃料消費量(入力の場合)	0.0				

[illegible]

[illegible]

[illegible]

令和6年度一ツ瀬川農業水利事業
現場技術（その2）業務

特 別 仕 様 書

九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所

(適用範囲)

第1条

令和6年度一ツ瀬川農業水利事業 現場技術(その2)業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」(平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知)別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条

本業務は、一ツ瀬川農業水利事業における工事の設計、監督及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条

本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第4条

管理技術者は、1級土木施工管理技士、農業土木技術管理士、技術士(総合技術監理部門(農業－農業土木、農業－農業農村工学)、農業部門(農業土木、農業農村工学))、シビルコンサルティングマネージャー(農業土木)のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年(短大・高専卒18年、高卒23年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条

現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

技 術 者 区 分	資 格
現場技術員（C）	① 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ② 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。

（配置技術者の確認）

第6条

共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第7条

受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務実施計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（工事の概要）

第8条

本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。

番号	工 事 名	工事場所	工期 (予定)	工種・概略数量等
1	令和5年度一ツ瀬川農業水利事業 東原調整池工事用道路他工事	西都市地内	R5.10 ～R6.4	工事用道路 一式
2	東原調整池他建設工事（仮）	西都市地内	R6.12 ～R8.9	貯水池、導水路 一式
3	令和5年度一ツ瀬川農業水利事業 牛牧原幹線水路改修工事（仮）	西都市、児湯郡高鍋町 地内	R6.6 ～R7.2	管水路、付帯施設 一式
4	令和5年度一ツ瀬川農業水利事業 茶臼原幹線水路改修工事（仮）	児湯郡高鍋町、新富町 地内	R6.6 ～R7.2	管水路、付帯施設 一式
5	令和6年度一ツ瀬川農業水利事業 牛牧原幹線水路改修工事（仮）	西都市、児湯郡高鍋町 地内	R6.6 ～R7.2	管水路、付帯施設 一式
6	令和6年度一ツ瀬川農業水利事業 茶臼原幹線水路改修工事（仮）	児湯郡高鍋町、新富町 地内	R6.6 ～R7.2	管水路、付帯施設 一式

7	瀬江川頭首工貯砂堰堤工事（仮）	西都市地内	R7.7 ～R8.3	貯砂堰堤 一式
---	-----------------	-------	---------------	---------

（業務場所）

第9条

業務場所は、当該事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

（履行期間）

第10条

契約締結日～工期末迄【345日間】

（業務内容）

第11条

業務内容等については、次のとおりとする。

（1）本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。

1）設計に関する業務

・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他資料作成に関する業務

2）監督に関する業務

・工事の契約図書で実施方法、規格等の基準が定められている出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務

・管理技術者を通じた工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務

・工事検査に必要な資料の作成に関する業務

3）事業実施に関する業務

・基礎的資料の作成に関する業務

（作業上の留意事項）

第12条

（1）通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

（2）業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

（3）その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

（4）受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別紙使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(情報共有システム)

第 13 条

(1) 情報共有システムの業務について

- 1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- 2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。
- 3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

(打合せ)

第 14 条

共通仕様書第 1－5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第 15 条

成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1 式
- (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式
- (3) その他必要な資料 1 式

(成果物の提出先)

第 16 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 3 0 0
九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所

(契約変更)

第 17 条

業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 8 条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第 9 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第 10 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第 11 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。

- (5) 第 14 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第 15 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(定めなき事項)

第 18 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙)

令和 年 月 日

総括監督員
殿

受 注 者
管理技術者

使 用 貸 借 申 請 書

業 務 名 :

上記業務について、下記の物品等の借用を申請します。

記

1. 借用期間 : (自) 令和 年 月 日
(至) 令和 年 月 日

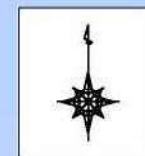
2. 引渡場所 :

3. 借用物品名

品 名	数 量	備 考

4. 発注者と受注者との確認事項

一ツ瀬川地区計画一般平面図



凡 例	
	用水改良
	田
	畑
計 画	
	貯水池
	ダ ム
	頭首工
	取水工
	揚水機場
	加圧機場
	用水路
	中央管理所
既 設 利 用	
	用水路
	用水路

図面の名称

業務位置図

縮尺 S=1/50,000

図面番号

1

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号(複製) R3JHF183)
この地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

